

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十九号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の六」に改める。

第一百六条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

附則第六条の四第一項第二号ハ中「及び第十条の三」を「から第十条の三の二まで」に改める。

附則第十二条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「第六条の十七第四項」を「第六条の十七第二項」に改める。

附則第十二条の三中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第二項を次のように改める。

2 第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第二項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第二項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同条第一項」と、「第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第三項の規定の適用がある場合にあつては、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に同条第一項第一号に規定する住宅を新築すること又は一年以内に同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること」とあるのは「附則第十三条第一項の規定において準用する第六十四条の二各号に掲げる事項を記載した申告書に、当該施設をその取得の日から引き続き三年以上事業の用に供すること」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の第二項、第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。」又は第七十三条の二十七の五第二項」とあるのは「法附則第十一条の四第二項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号若しくは第二項第一号、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項又は第七十三条の二十七の六第一項」とあるのは「同条第一項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項及び第七十三条の二十七の五第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは

「法附則第十一条の四第二項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三条第一項において準用する第六十四条の二各号」と読み替えるものとする。

附則第十三条第三項を削り、同条第四項中「第十一条の四第五項」を「第十一条の四第三項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十三条の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十三条の三第四項中「警戒区域設定指示（」を削り、「事故」の下に「（以下単に「原子力発電所の事故」という。）」を加え、「第十五条第三項又は」を削り、「第二十条第三項」の下に「又は第五項」を加え、「内閣総理大臣又は」を削り、「市町村長」の下に「又は都道府県知事」を加え、「をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に」を「の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第五項及び第六項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第十四条中「次条第四項に規定する電気自動車、同条第五項各号に掲げる天然ガス自動車、同条第六項に規定する充電機能付電力併用自動車、同条第七項各号に掲げる電力併用自動車又は同条第八項第三号イに掲げる軽油自動車」を「次に掲げる自動車（第九十条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十四条の五までにおいて同じ。）」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条に次の各号を加える。

一 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。附則第十四条の四第一項において同じ。）

二 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第四条の四第一項に規定するものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量（同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項、次条及び附則第十四条の四第七項において同じ。）が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公

害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則附則第四条の四第二項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第四条の四第三項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の地方税法施行規則附則第四条の四第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第四条の四第五項に規定するものをいう。附則第十四条の四において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則附則第四条の四第六項に規定するものをいう。附則第十四条の四第一項において同じ。）

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の四第七項（次項において準用する場合において地方税法施行規則附則第四条の四第十七項により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の四第八項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第四条の四第九項に規定するエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び次条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を超えて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 五 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）
- イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の四第十一項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の四第十二項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の四第十三項に規定するもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の四第十四項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条に次の一項を加える。

- 2 前項（第四号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第四条の四第十五項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次条第四項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として地方税法施行規則附則第四条の四第十六項に規定する方法によりエネルギー

一 消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、同号イ(3)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び次条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは、「平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百五十」と読み替えるものとする。

附則第十四条の二第一項中「（第九十四条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十四条の五までにおいて同じ。）」を削り、同条第二項中「第八項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる軽油自動車又は附則第十四条の四第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「前条」を「附則第十四条の四第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第一項（第四項において準用する場合において地方税法施行規則附則第四条の五第十七項により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第三項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第四項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第五項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第六項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第七項に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 附則第十四条の二第三項中「前条又は前項」を「前項又は附則第十四条の四第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 次に掲げるガソリン自動車
- イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第八項（次項において準用する場合において地方税法施行規則附則第四条の五第十七項により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第九項に規定するもの
(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十項に規定するもの
(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十一項に規定するもの
の

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十二項に規定するもの
の

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十三項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十四項に規定するもの
(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十四条の二第四項を次のように改める。

4 第二項（第一号イに係る部分に限る。）及び前項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第四条の五第十五項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第四条の五第十六項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」とあるのは「前条第三項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。附則第十四条の二第五項から第八項までを削る。

附則第十四条の二第二項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「（附則第十四条の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十四条の二第三項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン車

二 附則第十四条の二第三項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十四条の二第二項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（地方税法施行規則附則第四条の六第一項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針（次項及び第六項において「基本方針」という。）に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公

公共交通移動等円滑化基準（次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で地方税法施行規則附則第四条の六第二項に規定するものに適合するものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の六第三項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十四条の四第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四条の六第四項に規定するものに適合するものであること。

6 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の六第五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四条の六第六項に規定するものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして地方税法施行規則附則第四条の六第五項に規定する認定を受けたものであること。

7 次に掲げるトラック（地方税法施行規則附則第四条の六第七項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超えるトラック（地方税法施行規則附則第四条の六第八項に

規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)で地方税法施行規則附則第四条の六第九項に規定するものに適合するもの

二 車両総重量が十三トンを超えるトラック(地方税法施行規則附則第四条の六第八項に規定するけん引自動車に限る。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で地方税法施行規則附則第四条の六第九項に規定するものに適合するもの

附則第十四条の四第一項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「(附則第十四条の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十四条の二第二項第一号(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン車

二 附則第十四条の二第二項第二号ハ又はニに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第十四条の四第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる自動車(以下この項において「第一種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一 電気自動車

二 附則第十四条第一項第二号に掲げる天然ガス自動車

三 充電機能付電力併用自動車

四 附則第十四条第一項第四号(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

五 附則第十四条第一項第五号イに掲げる軽油自動車

六 附則第十四条第一項第五号ハに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第十四条の五第一項中「警戒区域設定指示区域内」を「法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域内」に、「警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第十六条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第一項中「地方税法施行規則附則第五条第一項に規定する電気を動力源とする自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「地方税法

施行規則附則第五条第二項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五項第一項に規定するもの」に、「地方税法施行規則附則第五条第三項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車及び同項に規定する」を「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するもの、」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「自動車並びに」を「自動車で同条第二項に規定するもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則附則第五条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。第三項において同じ。）並びに」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号イ中「及び第六項」を「次項及び第七項」に、「規定するもの（以下この号及び次項」を「規定するもの（以下この号」に改め、同号ロ中「及び次項」を削り、同項第三号中「（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第五条の二第六項に規定するものをいう。）」を削り、「第五条の二第七項に規定するものをいう」を「第五条の二第五項に規定するものをいう。次項において同じ」に改め、同項第四号中「第五条の二第八項」を「第五条の二第六項」に、「以下この条において「基準エネルギー消費効率」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第六項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」に、「第五条の二第九項」を「第五条の二第七項」に、「第五条の二第十項」を「第五条の二第八項」に改め、同条第四項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天

然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の第二十項に規定するもの

附則第十八条第四項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に、「第五条の第二十三項」を「第五条の第二十一項（第六項において準用する場合において地方税法施行規則附則第五条の第二十五項により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 充電機能付電力併用自動車

附則第十八条第五項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「第五条の第十四項」を「第五条の第十二項（次項において準用する場合において地方税法施行規則附則第五条の第二十五項により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年度分の自動車税に限り、当該自動車」が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年」を「平成二十六年」に改め、同条第七項中「前四項」を「第三項、第四項（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」、第五項（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四条の五第二十一項」を「第四条の四第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第五条の第十三項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第五条の第十四項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第四項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第三項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十八条の二第一項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に改め、同条第四項中「警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」を「法附則第五十二条第二項第一号に規定する

自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の広島県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十三条の三第四項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧条例附則第十三条の三第五項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 旧条例附則第十三条の三第六項に規定する農用地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第十四条の五第一項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第十八条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第十八条の二第一項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

3 旧条例附則第十八条の二第四項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置)

第六条 総務大臣が施行日以後最初に新条例附則第十三条の三第四項の規定により指定し

て公示した同項に規定する居住困難区域（以下この項において「居住困難区域」という。）は、同条第四項から第六項までの規定の適用については、平成二十三年三月十一日から居住困難区域であったものとみなす。この場合において、新条例附則第十三条の三第四項中「当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「同日」と、同条第五項及び第六項の規定中「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」とする。

2 総務大臣が施行日以後最初に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）による改正後の地方税法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項において「自動車持出困難区域」という。）は、新条例附則第十四条の五第一項並びに新条例附則第十八条の二第一項及び第四項の規定の適用については、平成二十三年三月十一日から自動車持出困難区域であったものとみなす。この場合において、新条例附則第十四条の五第一項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、新条例附則第十八条の二第一項中「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年年度から平成二十五年度までの各年度分」と、同条第四項中「当該対象区域内自動車に係る法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」とする。